

農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）のうち 棚田地域振興対策推進事業

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度7,389百万円）の内数

＜対策のポイント＞

都市等との交流、移住、定住及び二地域居住等を推進し、「関係人口」の創出・拡大等による棚田地域の振興を図るため、人材確保・育成の取組等を支援するとともに、**棚田等の保全に係る維持管理労力を軽減するための先進的な機器の導入や水路、耕作道、法面補修等の小規模な整備**を支援します。

＜事業目標＞

- 棚田地域振興法に基づく指定棚田地域振興活動計画の策定期数（250計画〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 棚田地域振興対策推進事業（新規）

① 地域外との橋渡し支援・人材確保の土台づくり
地域外からの活力も導入する等多様な人材を受け入れる体制を整備し、優良事例や先進的な取組の展開、棚田地域とサポーター（NPO、企業等）とのマッチング等を通じて、人材確保・育成のためのモデル的な地域振興活動に係る取組を支援するとともに、維持管理労力の軽減のための小規模な整備に必要な情報収集等調査・計画を支援します。

② 先進的な機器による共同活動支援

リモコン式草刈機等の先進的な機器の導入・実証を行い、棚田地域における活用・定着のための取組を支援します。
【事業期間：上限3年、交付率：定額（①上限50万円/年、②上限100万円/年）】

※ 対象地域：指定棚田地域活動計画の認定地域

2. 地域資源活用価値創出整備事業(定住促進・交流対策型)のうち

指定棚田地域保全整備

指定棚田地域において次の整備を行います。

- ①水路、②耕作道、③小規模なほ場整備、法面補修
 - ④地域振興活動拠点整備（駐車場、更衣スペース等）等
- （※指定棚田地域振興活動計画を農山漁村活性化法に基づく活性化計画とみなす）

事業の流れ

定額	都道府県	（1の事業）
定額	都道府県	（1の事業）
5.5/10	地方公共団体	（2の事業）
5.5/10	地方公共団体	（2の事業）
国	豊林漁業者の組織する団体等	（2の事業）

＜事業イメージ＞

棚田地域振興対策推進事業

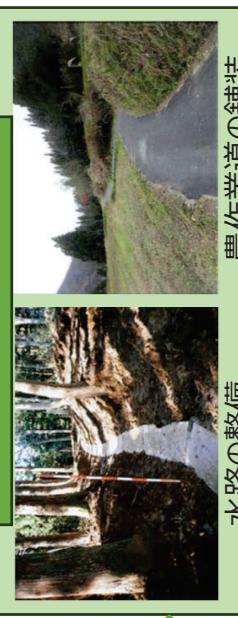
地域外との橋渡し支援 ・人材確保の土台づくり

先進的機器の導入による共同活動支援

・棚田は地形的な条件不利性から、その保全に多大な労力やコストを要しており、先端的機器の導入により、維持管理労力を軽減。



指定棚田地域保全整備



※棚田等の保全整備にについて（は）各地域の条件に応じて、農業農村整備関連事業を活用

※お問い合わせ先 農村振興局地域振興課 （03-6744-2081）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用総合対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

地域ぐるみの話し合いにより行う中山間地域等における農用地保全や、農山漁村地域における荒廃農地の解消等のため、地域の状況に応じた最適な土地利用構想の策定、粗放的な土地利用の導入、荒廃農地の再生や農用地保全のための活動、基盤整備等の各種取組を総合的に支援します。

<事業目標>

農用地保全に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 最適土地利用総合事業

地域ぐるみの話し合いにより、営農を統けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を行いつつ、**土地利用構想を作成**し、その実現に必要な**農用地保全**のための活動、**基盤整備**等を支援します。

- ① 地域ぐるみによる土地利用構想の概定、農用地保全のための実証的取組
- ② 粗放的利用の取組や省力化機械の導入等、農用地保全のための活動
- ③ 農山漁村活性化法に基づき、農用地保全事業を行なう場合には農用地保全等推進員の措置
- ④ 土地利用構想に基づく粗放的利用のための簡単な整備、農用地保全のための基盤整備や施設の整備

【事業期間：上限5年、交付率：定額（<ソフト>1,000万円/年、粗放的利用支援※1万円/10a又は5千円/10a、農用地保全等推進員 250万円/年）、<ハード>5.5/10等】※粗放的利用支援については、事業期間中に最大3年

2. 荒廃農地再生支援事業（新規）

話し合いなどにより耕作の再開を目指す荒廃農地等について、**再生作業、簡易な基盤整備、土壤改良等**を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2等又は定額】

3. 最適土地利用推進サポート事業

ITを活用した申請手続の簡素化を図るとともに、事業主体の取組内容や農地保全状況等の確認、地域の課題解決のサポート、優良事例の横展開等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>

定額、5.5/10等

都道府県

定額

民間団体

（民間企業・一般社団法人を含む）

[お問い合わせ先]

農山漁村振興局地域振興課

（03-6744-2665）

<事業イメージ>

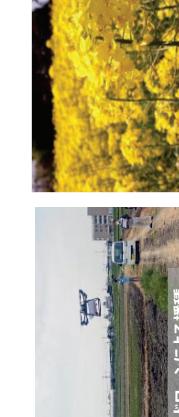
1. 最適土地利用総合事業

中山間地域等の実情に即した
土地利用構想を実現

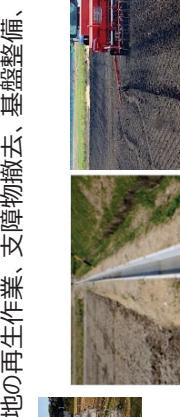
Step 1 地域ぐるみの話し合いにより、営農を統けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地等を区分し、実証的な取組を実施



Step 2 土地利用構想を策定し、農用地保全のための条件整備や各種取組を選択・実施



Step 3 土地利用構想の実現



Step 4 土地利用構想の実現



【農用地保全の実証的な取組】

2. 荒廃農地再生支援事業

荒廃農地を解消し、
農山漁村地域を活性化

農用地区域内の荒廃農地に係る、荒廃農地の再生作業、支障物撤去、基盤整備、土壤改良等を支援



【土壌改良】

農山漁村振興交付金のうち 山村活性化支援交付金

令和8年度予算概算要求額 800百万円（前年度 780百万円）

<対策のポイント>

山村の活性化を図るため、山村の特色ある地域資源の活用等を通じた所得・雇用の増大を図る取組を支援します。

<事業目標>

中山間地域等において、地域資源を活用した商品開発等による付加価値向上や販路開拓に取り組み、事業目標を達成した地区の創出
(300地区[令和12年度まで])

<事業の内容>

1. 山村活性化対策事業

山村振興法に基づき指定された振興山村において、農林水産物等の消費の拡大や域外への販売促進、付加価値の向上等を通じた地域経済の活性化を図るために、山村の特色ある地域資源の潜在力を再評価し、それらを地域ぐるみで活用するためのソフト面の取組（組織・体制づくり、人材育成、付加価値向上等）を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：定額（上限1,000万円/年）】

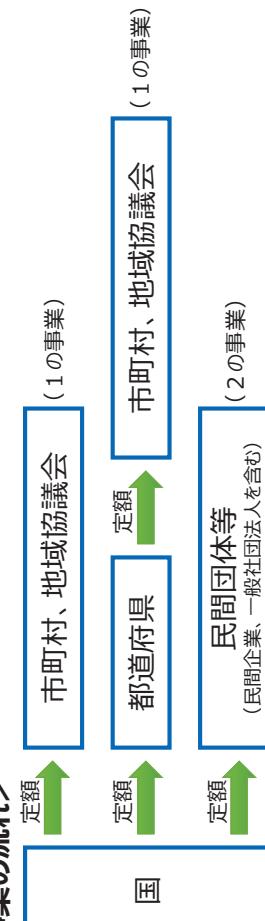
2. 商談会開催等事業

① 商談会開催等支援

山村の地域資源を活用した商品の販路開拓や山村の価値・魅力の普及のため、バイヤー等との商談会や販売会の開催、情報発信などを支援します。
（1）山村振興セミナー支援
地域資源を最大限活用した新ビジネスをより効果的に創出するため、商品づくりに必要なマーケティングのノウハウに係る基礎講習、ビジネスモデル作成に関する実践力を養う企画コンペ形式のワークショップの実施を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額】

<事業の流れ>



<事業イメージ>



商談会の開催

農山漁村振興交付金のうち 都市農業機能発揮対策

令和8年度予算概算要求額 8,575百万円（前年度7,389百万円）の内数

<対策のポイント>

都市住民と共生する農業経営の実現のため、農業体験や農地の周辺環境対策、防災機能の強化等の取組を支援し、その際、都市農地の貸借に関係する取組を優先します。また、モデル的な取組、都市部の空閑地を活用した農地や農地の空間を創設する取組等を支援します。

<事業目標>

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸借を活用した市区町村数（145市区町村「令和11年度まで」）

<事業の内容>

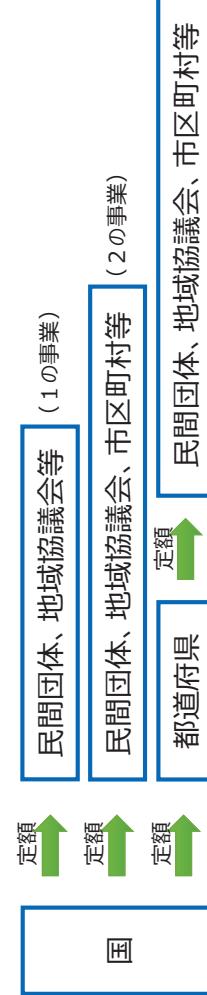
1. 都市農業機能発揮支援事業
都市農業の多様な機能を発揮させるため、アドバイザーの派遣や税・相続による講習会の開催、都市住民の都市農業や農山漁村に対する理解醸成や効果的な情報発信等の取組を支援します。

2. 都市農業共生推進等地域支援事業

- ① 地域支援型
ア 都市住民と共生する農業経営への支援策の検討、都市農業の多様な機能についての理解醸成、市民農園等の附帯施設の整備、都市農地の周辺環境対策等の取組を支援します。
イ 都市農業者と都市住民が直接ふれあうマルシェの開催等による交流促進のための取組を支援します。
ウ 農地の防災機能の維持・強化等の取組を支援します。

- ② モデル支援型
複数の地域が連携して一体的に都市農業の振興につながる新たな取組を実施し、その内容をガイドラインなどに取りまとめ、全国に波及させます。
③ 都市農地創設支援型
都市農業者や行政機関等が連携し、都市部の空閑地（駐車場等）を活用して農地や農地の空間を創設する取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

